

3

公益社団法人日本建築積算協会 関東支部規程

2021年11月1日施行

目 次

第 1 条 (名称)	1
第 2 条 (事務所)	1
第 3 条 (支部の地域)	1
第 4 条 (所属会員)	1
第 5 条 (事業)	1
第 6 条 (役員)	1
第 7 条 (役員を選任)	1
第 8 条 (役員の職務)	2
第 9 条 (役員の任期)	2
第 10 条 (役員の解任)	2
第 11 条 (役員の補選)	2
第 12 条 (役員の報酬)	2
第 13 条 (顧問)	3
第 14 条 (支部総会)	3
第 15 条 (支部役員会)	4
第 16 条 (委員会)	4
第 17 条 (支所の開設及び廃止)	4
第 18 条 (支所)	4
第 19 条 (事務局)	5
第 20 条 (規程の準用及び変更)	5
附則	5

公益社団法人日本建築積算協会関東支部 支部規程

2013年 4月 1日制定

2014年12月12日改定

2020年 4月10日改定

2020年 12月 4日改定

2021年 6月 1日改定

2021年11月 1日改定

(名称)

第 1 条 この支部は、公益社団法人 日本建築積算協会関東支部と称する。

(事務所)

第 2 条 支部は、事務所を東京都に置く。

(支部の地域)

第 3 条 支部を構成する地域は次の通りとする。

関東甲信越(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、
山梨県、新潟県、長野県)

(所属会員)

第 4 条 支部は、公益社団法人日本建築積算協会会員のうち、支部地域に居住または勤務する会員をもって組織する。

2 居住地または勤務地が変わった場合は、所定の用紙を本部事務局に提出することにより、支部移籍の手続きをとらなければならない。

3 所属支部は基本的には居住地とするが、本人から申し出たあつた場合は勤務地とする。

(事業)

第 5 条 支部は、公益社団法人日本建築積算協会定款（以下定款という）に定める目的達成のために必要な事業を行う。

(役員)

第 6 条 支部に、次の役員を置く。（本規定においては、支部役員および支部監事の総称を役員という）

支部役員 20名以上40名以内

支部監事 2名以内

2 支部役員のうち、1名を支部長、8名以内を副支部長として置くことができる。

(役員の選任)

- 第 7 条 役員は、原則として支部正会員の内から支部総会において選任する。ただし、支部役員のうち 10 名以内及び支部監事のうち 1 名以内を支部役員選任細則に定める支部正会員以外の者から選任することができる。
- 2 支部長及び副支部長は、役員の互選による。
 - 3 役員選任細則は、別に定める。

(役員の職務)

- 第 8 条 支部長は支部を代表し、支部の会務を総理する。また、支部総会及び支部役員会を招集しその議長となる。
- 2 副支部長は、支部長を補佐し支部長に事故あるとき又は欠けたときは、支部役員会があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。
 - 3 支部長以外の支部役員は、支部長の指名により、分担して会務の処理及び事業を執行する。
 - 4 支部監事は、支部役員の執行を監査するとともに支部の収支予算を監査する。

(役員の任期)

- 第 9 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 役員が辞任を申し出た時は、役員会の同意に基づき、支部長がこれを受理する。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員の任期はそれぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、第 6 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 10 条 役員が次の各号の一に該当するときは、支部総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の補選)

- 第 11 条 役員に欠員を生じ、支部役員会が必要と認めたときは、第 7 条に準じ補選する。

(役員の報酬)

第12条 役員は無給とする。

(顧問)

第13条 支部に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、支部役員会の推薦により支部長が委嘱する。
- 3 顧問は、支部長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第9条第1項及び第10条の規程を準用する。この場合においてこれらの規程中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

(支部総会)

第14条 支部総会は、支部定時総会と支部臨時総会とする。

- 2 支部定時総会は、毎年1回、年度終了後1カ月以内に開催する。
- 3 支部臨時総会は、支部役員会が必要と認め招集の請求をしたとき、支部所属正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により請求があったとき、又は支部監事から請求があったときに開催する。
- 4 支部総会の招集に当たっては、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに支部所属正会員に通知しなければならない。
- 5 総会の議決は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 6 支部総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決権を委任することができる。
- 7 支部総会では、次の事項について決議する。
 - (1)支部収支決算報告の承認
 - (2)役員の選任又は解任
 - (3)その他支部役員会が必要と認めた事項
- 8 天災被害あるいは感染症蔓延などにより、総会の開催が困難と判断されたときは、書面あるいは別に定める電磁的方法により表決することができる。
- 9 書面あるいは別に定める電磁的方法により表決する場合は、該当支部の状況を確認のうえ、理事会にて決議する。
- 10 書面あるいは別に定める電磁的方法により表決する場合は、表決締切日の2週間前までに、審議事項に関する必要情報を書面あるいは電磁的方法により議決

権を有する支部正会員に送付する。

- 1 1 書面あるいは別に定める電磁的方法による決議は、支部正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、役員の解任決議は除く。

（支部役員会）

第15条 支部役員会は、役員（支部役員及び支部監事）をもって構成する。

- 2 支部役員会は、支部役員の過半数（委任状を含む）の出席がなければ開催することができない。
- 3 支部役員会の決議は、出席支部役員の過半数をもって行う。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 支部所属の理事は支部役員会に出席し意見を述べることができる。
- 5 天災被害あるいは感染症蔓延などにより、役員会の開催が困難と支部長が判断したときは、書面あるいは別に定める電磁的方法により表決することができる。
- 6 書面あるいは別に定める電磁的方法による決議は、支部役員の過半数をもって行う。

（委員会）

第16条 支部長は、支部の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めたときは、支部役員会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、支部役員会の同意を得て、支部長が委嘱する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、支部役員会の議決を経て、支部長が別に定める。

（支所の開設及び廃止）

第17条 支部活動を推進し、強化するため本部規則第31条5項に基づき、支部役員会が特に必要と認めた支部地域には理事会の承認を得て支所を設けることができる。また、これを廃止するときも同様の手続きを経なければならない。

（支所）

第18条 支所は、支所地域に在住又は勤務する会員（以下支所会員という）で構成する。

- 2 支所は、支部と密接な連携を保ち、会員相互の協調をはかると共に、支所地域における支部活動が円滑に行われるよう努めなければならない。
- 3 支所に支所長1名、副支所長2名以内、幹事若干名を置き、その任期は2年とする。
- 4 支所長は、支所会員の推薦により、支部役員会の議を経て支部長がこれを委嘱する。ただし、支所長は支部役員でなければならない。
- 5 副支所長及び幹事は、支所長がこれを委嘱する。

- 6 支所長は支所を代表し、支所の会務を総理する。副支所長は支所長を補佐し、支所長に事故が生じたときはその職務を代行する。幹事は支所長の指名により、支所の会務事業を分担する。
- 7 支所の会計は、支部会計に含むものとする。

(事務局)

- 第19条 支部の会務を処理するため、事務局を設け有給の事務職員を置くことができる。
- 2 正規事務職員の任免は、支部役員会の議を経て支部長が会長に推薦し会長が決定する。
 - 3 非正規事務職員の任免は、支部役員会の議を経て支部長が決定し会長に報告する。
 - 4 支部の会計は、本会が定める会計基準にもとづき処理する。

(規程の準用及び変更)

- 第20条 この規程に定めていない事項については、本会の定款及び規則を準用し、その定めがないときは、支部役員会の議を経て、原則として理事会の承認を得なければならない。
- 2 この規程を変更しようとするときは、支部役員会で議決し、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は2013年4月1日から施行する。

- 2 この規程の改定は2014年12月12日から施行する。
- 3 この規程の改定は2020年4月10日から施行する。
- 4 この規程の改定は2020年12月4日から施行する。
- 5 この規程の改定は2020年6月1日から施行する。
- 6 この規程の改定は2021年11月1日から施行する。